

令和7年1月市議会臨時会 教育厚生委員会資料

第1号議案 令和6年度長崎市一般会計補正予算（第9号）

目次

【3款 民生費 2項 児童福祉費 2目 児童措置費】	説明書記載頁
民間保育所等施設型給付費・地域型保育給付費・・・・・・・・・・・・・・・・P 2～5	(P 22～23)

【3款 民生費 2項 児童福祉費 5目 子育て世帯生活支援特別給付金費】	
子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費・・・・・・・・・・・・・・・・P 6～9	(P 22～23)

繰越明許費

【3款 民生費 2項 児童福祉費 5目 子育て世帯生活支援特別給付金費】	
子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費・・・・・・・・・・・・・・・・P 10～11	(P 42～43)

こども部
令和7年1月

予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
22～23	3 民生費	2 児童福祉費	2 児童措置費	1-1	民間保育所等施設型給付費	千円 1,148,684
				1-2	地域型保育給付費	千円 ▲1,100

1 現状と課題

【現状】

「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準」(平成27年内閣府告示第49号)によって定められた公定価格(国が定める教育・保育等に係る費用の基準単価)をもとに、民間保育所等に対して施設型給付費等を毎月支弁している。

【今回の方針】

- ・ 令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定を踏まえた、令和6年12月27日付「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」により、令和6年4月に遡って引き上げられた公定価格の増額改定分(人件費:+10.7%程度)について予算が不足する見込み
- ・ 当初予算編成時に比べ、入所児童数の減少や加算の取得状況等に差が生じているため、併せて補正予算に計上

2 対応方針

- (1) 令和6年12月27日付で告示された公定価格の増額改定分を補正予算に計上
- (2) 令和6年度当初予算編成時と現時点における入所児童数及び各種加算の取得状況等の差額を補正予算に計上

3 事業概要

(1) 公定価格の改定に伴う増額

令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定を踏まえて改定された公定価格の増額(人件費: +10.7%程度)に伴い補正するもの。

対象者: 保育士・保育教諭等 約2,600名、その他職員(看護師・調理員・事務員等) 約1,200名の全職種

※雇用形態を問わない

(参考) 令和6年人事院勧告の内容

ア 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給月額を引き上げる

イ ボーナスを0.1月分引き上げる(4.5月→4.6月)

※令和6年度の保育士の人件費(国) 404万円→448万円(+44万円)

【単位: 千円、人】

施設種別		公定価格改定後		公定価格改定前		差	
		金額 (A)	児童数 (B)	金額 (C)	児童数 (D)	金額 (A-C)	児童数 (B-D)
特定教育・保育 施設	保育所	7,428,443	58,058	6,905,025	58,058	523,418	0
	認定こども園	8,268,913	73,639	7,668,455	73,639	600,458	0
	幼稚園	571,341	6,098	532,190	6,098	39,151	0
	小計	16,268,697	137,795	15,105,670	137,795	1,163,027	0
特定地域型保育 事業所	小規模保育事業所	25,717	112	23,288	112	2,429	0
合計		16,294,414	137,907	15,128,958	137,907	1,165,456	0

3 事業概要

(2) 入所児童数の減少等に伴う減額

入所児童数(R6.12.1現在)の減少等に伴い補正するもの。

【単位：千円、人】

施設種別		当初予算		公定価格改定前		差	
		金額 (A)	児童数 (B)	金額 (C)	児童数 (D)	金額 (C-A)	児童数 (D-B)
特定教育・保育 施設	保育所	6,801,411	59,221	6,905,025	58,058	103,614	▲1,163
	認定こども園	7,704,244	75,422	7,668,455	73,639	▲35,789	▲1,783
	幼稚園	614,358	6,723	532,190	6,098	▲82,168	▲625
	小計	15,120,013	141,366	15,105,670	137,795	▲14,343	▲3,571
特定地域型保育 事業所	小規模保育事業所	26,817	132	23,288	112	▲3,529	▲20
合計		15,146,830	141,498	15,128,958	137,907	▲17,872	▲3,591

(3) 補正額((1)+(2))

【単位：千円】

施設種別		対象施設	(1) 公定価格の改定に 伴う増額	(2) 入所児童数の減少 等に伴う減額	補正額 ((1) + (2))
特定教育・保育 施設	保育所	66	523,418	103,614	627,032
	認定こども園	56	600,458	▲35,789	564,669
	幼稚園	10	39,151	▲82,168	▲43,017
	小計	132	1,163,027	▲14,343	1,148,684
特定地域型保育 事業所	小規模保育事業所	1	2,429	▲3,529	▲1,100
合計		133	1,165,456	▲17,872	1,147,584

4 財源内訳

事業名	事業費	財源内訳			
		国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	一般財源
民間保育所等施設型給付費	千円 1,148,684	千円 723,374	千円 212,659	千円 —	千円 212,651
地域型保育給付費	千円 ▲1,100	千円 ▲643	千円 ▲229	千円 —	千円 ▲228

※1 子どものための教育・保育給付交付金

1号認定こども: 全国統一分 基礎額(事業費×74.9%)×1/2

2号認定こども: 事業費×1/2

3号認定こども: 事業費×59.08%

※2 子どものための教育・保育給付費県費負担金

1号認定こども: 全国統一分 基礎額(事業費×74.9%)×1/4

2号認定こども: 事業費×1/4

3号認定こども: 事業費×20.46%

長崎県施設型給付費等事業費補助金

1号認定こども: 地方単独分 基礎額(事業費－基礎額(事業費×74.9%))×1/2

(参考)

認定種別		定義
教育利用	1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、幼稚園又は認定こども園における教育を受けるもの。
保育利用	2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の就労等を理由に家庭において必要な保育を受けることが困難であり、保育所又は認定こども園における保育を受けるもの。
	3号認定子ども	満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の就労等を理由に家庭において必要な保育を受けることが困難であり、保育所又は認定こども園における保育を受けるもの。

予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
22~23	3 民生費	2 児童福祉費	5 子育て世帯 生活支援特 別給付金費	1 (1-1) (1-2)	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費 (給付金) (事務費)	千円 136,759 (128,600) (8,159)

1 概要

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援するため、国の住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金（物価高騰対応重点支援給付金）の支給対象にならない低所得の子育て世帯に対し、長崎市独自の給付金を支給する。

2 事業内容

(1) 支給対象者

次の要件すべてに該当する者

ア 長崎市に住所を有すること

イ 令和6年度の長崎市の就学援助受給世帯であること、または、就学援助受給世帯ではないが同様の状況にあること

ウ 対象児童を監護していること

※国の住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金（物価高騰対応重点支援給付金）の対象者を除く。

(2) 対象児童

0歳から18歳に達した最初の年度末までの児童 6,430人見込

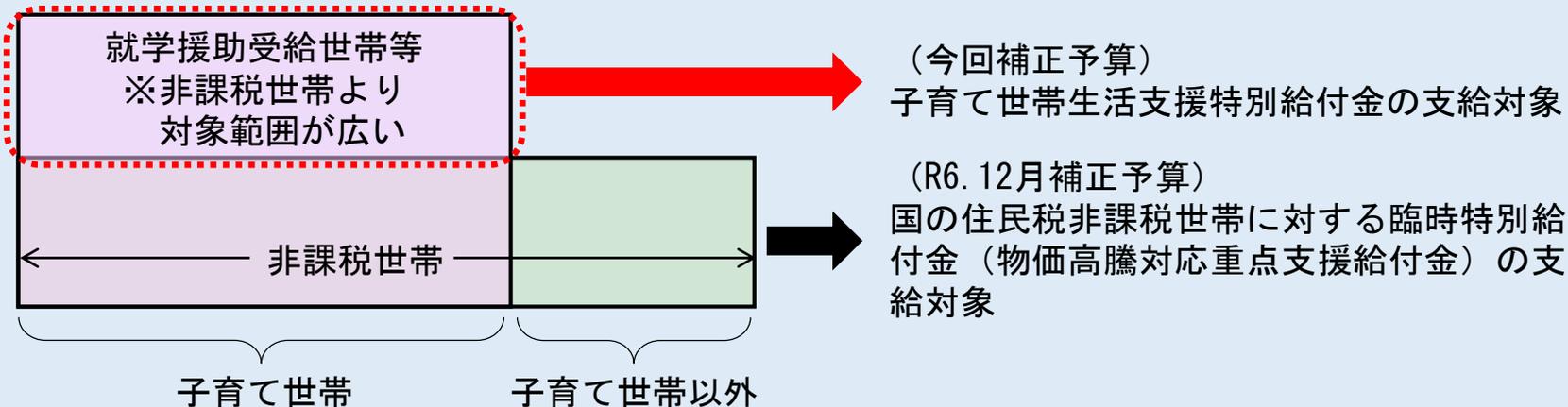
（就学援助受給世帯の児童3,911人、就学援助受給世帯と同様の状況にある世帯の児童2,519人）

※令和7年7月31日までの間に出生した児童も対象（国の臨時特別給付金と同様）

(3) 支給額

対象児童1人あたり2万円

◆支給対象世帯のイメージ



(4) 支給方法及び支給時期

- ア 就学援助受給世帯 → プッシュ型で口座振込(申請不要)令和7年3月末支給
- イ ア以外のうち児童扶養手当受給世帯 → プッシュ型で口座振込(申請不要)令和7年3月末支給
※児童扶養手当全部支給停止の場合は対象外
- ア以外のうち児童扶養手当受給以外の世帯 → 申請に応じて口座振込(申請要)令和7年4月～8月支給

(5) スケジュール

区分	R7. 2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
周知		子育て応援情報サイト「イーカオ」、市公式LINEなど					
申請受付		3月中旬～8月中旬、随時受付					
支給		3月末：プッシュ支給 4月以降順次：申請に応じて支給					

(6) 補正理由：国の1次補正予算に伴い予算を補正するもの。

3 補正額

補正額 136,759千円

区分	節の内訳		予算額（千円）
(1) 給付金	18節 負担金、補助金及び交付金	就学援助受給世帯 3,911人×2万円=7,822万円 上記以外の世帯 2,519人×2万円=5,038万円	128,600
	小計		128,600
(2) 事務費	1節 報酬	会計年度任用職員報酬	701
	3節 職員手当等	時間外勤務手当	1,210
	8節 旅費	会計年度任用職員通勤手当	45
	10節 需用費	事務用コピー用紙、封筒印刷ほか	319
	11節 役務費	口座振込手数料、郵送料ほか	884
	12節 委託料	データ抽出業務委託	5,000
	小計		8,159
合計			136,759

4 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 136,759	千円 109,407	千円 —	千円 —	千円 —	千円 27,352

※物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（充当率8/10）

(参考)

就学援助の認定基準（長崎市児童生徒就学援助規則及び同取扱要綱に規定）

- 1 生活保護が停止または廃止された
- 2 世帯全員が市民税が非課税である（所得が一定以下の理由による非課税）
- 3 市民税が減免された（天災などによる減免）
- 4 個人事業税が減免された（天災などによる減免）
- 5 固定資産税が減免された（天災などによる減免）
- 6 国民年金の掛金が減免された ※令和6年7月以前のものまたは1/4免除のものは対象外
- 7 国民健康保険が減免された
- 8 児童扶養手当を受けている ※全部支給停止の場合は対象外
- 9 生活福祉資金を借りた ※令和6年の借入れに限る
- 10 職業安定所登録の日雇労働をしている
- 11 世帯全員の令和5年所得額の合計額が、下表の合計所得額以下で、こどもを就学させるのが困難な場合

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
合計所得額	225万6千円	265万8千円	297万2千円	338万4千円	394万1千円

※以降、世帯人数の増に伴い合計所得額も増

- 12 特別の事情（家計急変）…離職による減収（定年退職を除く）、長期療養による減収（産休を除く）、転職による減収、同一勤務先での減収、災害（火災・風水害等）

予算説明書【繰越明許費】				事業名	繰越明許額
ページ	款	項	目		
42~43	3 民生費	2 児童福祉費	5 子育て世帯生活支援特別給付金費	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費 (給付金) (事務費)	千円 129,388 (128,600) (788)

1 事業概要

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援するため、国の住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金（物価高騰対応重点支援給付金）の支給対象にならない低所得の子育て世帯に対し、長崎市独自の給付金を支給する。

2 繰越事由

物価高騰対策にかかる事業が年度内に完了しない見込みであるため。

3 スケジュール

区分	R7.2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
周知		子育て応援情報サイト「イーカオ」、市公式LINEなど					
申請受付		3月中旬～8月中旬、随時受付					
支給		3月末：プッシュ支給 4月以降順次：申請に応じて支給					

4 財源内訳

金 額		財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
2月補正後 予算現額	千円 136,759	千円 109,407	千円 —	千円 —	千円 —	千円 27,352
支出予定額	7,371	5,897	—	—	—	1,474
繰越明許額	129,388	103,510				25,878